

お問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県庁

● 観光営業部 ふるさと営業課 TEL 0776-20-0286 FAX 0776-22-1702 e-mail:furusatokouken@pref.fukui.lg.jp

● 総務部 税務課 TEL 0776-20-0255 FAX 0776-20-0629 e-mail:zeimuka@pref.fukui.lg.jp

● 福井県東京事務所 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館10F
TEL 03-5212-9074 FAX 03-5212-9076 e-mail:tokyo@pref.fukui.lg.jp

● 福井県大阪事務所 〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2-14
TEL 06-6231-1023 FAX 06-6231-1029 e-mail:osaka@pref.fukui.lg.jp

福井県17市町 お問合せ先

福井市	市民税課	0776-20-5306	永平寺町	総務課	0776-61-3941
敦賀市	政策推進課	0770-22-8111	池田町	総務政策課	0778-44-8001
小浜市	企画課	0770-53-1111	南越前町	企画財政課	0778-47-8013
大野市	ブランド推進室	0779-66-1111	越前町	まちづくり課	0778-34-8714
勝山市	未来創造課	0779-88-1115	美浜町	企画政策課	0770-32-6701
鯖江市	企画財政課	0778-53-2220	高浜町	財政課	0770-72-7701
あわら市	政策課	0776-73-8005	おおい町	総務課	0770-77-1111
越前市	政策推進課	0778-22-3016	若狭町	総務課	0770-45-9108
坂井市	企画情報課	0776-50-3013			

ご注意ください!!

決して寄付を強要するものではありません。
「ふるさと納税」をかたった寄付の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。



ふるさと福井はがんばっています

永平寺町



池田町



南越前町



越前町



美浜町



高浜町



おおい町



若狭町



福井市



敦賀市



小浜市



大野市



勝山市



鯖江市



あわら市



越前市



坂井市

ふるさと納税

皆様の
あたたかい気持ちで、
福井を元気にします!!

下記の写真は、皆様からの寄付金を活用して
平成22年度に実施した事業です。



親子が安心できる環境づくり



将来国際的に活躍できる人材を育成



心豊かな子どもたちを育てる自然体験



がんばる部活動に競技用備品を授与

ふるさと納税提唱の地 福井県

この場所には、何も記載しないでください。

(ご注意)

○この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

○この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

○この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

○ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

○この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

「ふるさと納税」は、ふるさとへの「寄付金」です

「ふるさと納税」制度は、福井県が提唱しました。

「ふるさと納税」とは、福井県や福井県内の市町に **寄付** をすると、現在お住まいの都道府県・市区町村の住民税などが **軽減** される制度です。

“ふるさとを良くしたい” “ふるさとを応援したい” という皆さんの思いを形にいただけます。

東京都在住で福井県出身のAさんの場合

(夫婦・子ども2人、年収約700万円、個人住民税所得割額35万円)

自己負担額の例

A. 寄付額 (福井県や県内市町)		35,000円
B. 税の軽減額		▲33,000円
内 訳	所得税	▲3,300円
	個人住民税	▲29,700円
C. 負担額(A－B)		2,000円

※ Aさんの場合は、所得税率は10%

この場合、自己負担額は2,000円

自己負担額…寄付額から税の軽減額を差し引いた額

個人住民税所得割額のおおむね1割が限度です。

税の軽減額の計算方式

所得税軽減額

(年間寄付額－2千円)×所得税率

個人住民税軽減額

基本控除 (年間寄付額－2千円)×10%

特例控除 (年間寄付額－2千円)×(90%－所得税率)

税の軽減額には上限があります。
(翌年度の個人住民税所得割額の1割が目安ですが、詳細は下記※2のとおりです)

- ※1 所得税率は所得によって異なります。
- ※2 個人住民税軽減額のうち、「(年間寄付額－2千円)×(90%－所得税率)」で計算される額の上限は、寄付した年の翌年の4月から始まる年度の個人住民税所得割額の10%となります。
- ※3 個人住民税の軽減は、寄付した年の翌年4月から始まる年度の税額控除によって行われるため、当該年度の税額の状況に注意することが必要です。
- ※4 ※2の上限を上回る場合は、自己負担(「税負担＋寄付」が増加する額)は2千円を超えることになります。その場合の税の軽減額等の詳細については、福井県税務課までお問い合わせください(税の軽減対象となる年間寄付額の上限等があります)。

平成23年度は次の事業に活用する予定です。

◆ふくいの芸術・文化で育む、豊かな心
コンサートの開催等を通して、県内音楽文化の担い手を育成

◆次代を担う若者を応援！
若者のチャレンジ活動を通して、福井を元気にするプランの実現を応援

◆ふるさとの風景を全国に発信！
「福井ふるさと百景」を活用して、「ふるさと福井」の景観を県内外に発信

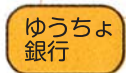
◆はばたけ！文武両道のふくいっ子
全国での活躍を目指して、部活動(文化部)に励む高校生を応援

ふるさと納税(寄付)の手続きについて

①寄付申出事項を記入し入金



②領収証明書の送付



③確定申告



④税の軽減

- ・翌年度の住民税の軽減
- ・所得税の還付など

税の軽減を受けるには…

確定申告が必要です。

寄付の領収証明書は大切にとっておきましょう!!

※市区町村への申告により個人住民税のみ軽減を受ける手続きもあります。

福井県の県・市町に同時に寄付できます!!

この寄付金は、県が収納した上で、市町へご希望の額をお支払いする仕組みになっています。

県の領収書だけで確定申告をしていただきます。

寄付金の活用方法等についてご要望がございましたら、メッセージ欄にご記入ください。



ゆうちょ銀行 の手続き・お支払い

ゆうちょ銀行をご利用の場合は、
手続きとお支払いが同時にでき、
とても便利です。

下記の「払込取扱票」に、ご住所、お名前、
寄付金額など、所要事項をご記入のうえ、
最寄りのゆうちょ銀行でお支払く
ださい(払込手数料は無料です)。



その他 の手続き・お支払い

手続き

1. ホームページ「ふるさと福井応援サイト」から電子申請
2. 申込ハガキに所要事項を記入して郵送
(郵送料は不要です。)

お支払い

1. 県の納付書を使い金融機関でお支払い
2. 県が指定する口座にお振込み
3. インターネットを通じクレジットカードでお支払い
4. 県の東京事務所、大阪事務所で現金でお支払い
5. 現金書留でご送金

ここから切り離してお出しください

07	金 沢	払 込 取 扱 票 公		通常払込料金 加入者負担						
口 座 記 号 番 号		金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
0 0 7 5 0 7		9 6 0 4 2 4								
加入者名	福井県ふるさと納税寄付金		料 金	備 考						
通 信 欄	※ 私は、福井県(福井県内市町)を応援するために寄付します。		寄付金額			円				
	うち県への寄付		円			ふるさとへの応援メッセージや県・市町との ゆかりなどがあれば、ご記入ください。				
	うち市町への寄付		市町名	市・町						
	※県または市町いずれかみの寄付も 可能です。		金 額	円						
ご 依 頼 人	おところ(郵便番号)		日 附 印		様					
	※ おなまえ		(電話番号)							
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号金第9067号)										
これより下部には何も記入しないでください。										

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号	0 0 7 5 0 7		払込料金 加入者負担	9 6 0 4 2 4						
加入者名	福井県ふるさと納税寄付金									
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円		
	※									
ご 依 頼 人	おなまえ					様				
料 金	日 附 印									
備 考										

この受領証は、大切に保管してください。